

安芸高田市 こども園（幼稚園部分） 入所申込のしおり



☆ 申請前にご確認ください ☆

- 消えるペンで記入された書類は受付できません
- 書類に記入漏れはありませんか？（マイナンバー、保護者名など）
- 必要書類はそろっていますか？
（保護者等の本人確認ができるもの、マイナンバーがわかるものなど）
- きょうだい一緒に申請する場合、保護者の名前が一致していますか？



2024年11月18日作成

2025年度版

目次1

1. 保育の必要性の認定	
①認定制度について	1ページ
②申込み・問い合わせ先	1ページ
③公立認定こども園(幼稚園部分)の保育時間について	2ページ
④公立認定こども園(幼稚園部分)の入所申込受付について	2ページ
⑤私立認定こども園(幼稚園部分)の入所申込受付について	2ページ
2. 認定こども園(幼稚園部分)の入所申込に必要な書類等	
①書類の提出先	3ページ
②全ての方が必要な書類	3ページ
③該当される方のみ必要な書類	3ページ
「申込書」の記入例	4. 5ページ
3. 保育料について	
①認定こども園(幼稚園部分)の保育料について	6ページ
②認定こども園(幼稚園部分)の給食費について	6ページ
③認定こども園(幼稚園部分)のおやつについて	6ページ
④認定こども園(幼稚園部分)の保育料表について	6ページ
4. 公立認定こども園(幼稚園部分)の預かり保育(延長保育)について	
①預かり保育(延長保育)について	7ページ



1. 保育の必要性の認定

① 認定制度について

保育所（園）・幼稚園・認定こども園（幼稚園部分・保育園部分）を利用する時には教育・保育給付認定というものを受ける必要があります。

教育・保育給付認定では、入所を希望する施設や子どもの年齢や保護者の就労状況等により、子どもにどんな施設の利用が必要なのかを決定します。

安芸高田市では保育所（園）・幼稚園・認定こども園（幼稚園部分・保育園部分）の入所申請書が教育・保育給付認定申請書を兼ねていますので、入所申請書と添付していただいた書類で決定を行います。

認定こども園（幼稚園部分）の入所決定を受けた子どもは、1号認定を受けたこととなります。

保育所（園）・認定こども園（保育所部分）に入所決定を受けた3歳以上の子どもは、2号認定を受けたこととなります。

保育所（園）・認定こども園（保育所部分）に入所決定を受けた2歳以下の子どもは、3号認定を受けたこととなります。

② 申込み・問い合わせ先

公立認定こども園（幼稚園部分）入所申込等については、市役所子育て支援課・各支所窓口係へお問い合わせください。

幼稚園・私立認定こども園（幼稚園部分）入所申込等については、下記の園に直接お問い合わせください。

施設名		住所	電話番号
公立認定 こども園 (幼稚園部分)	みどりの森保育所	美土里町本郷1714-2	47-1283 (子育て支援課)
	ふなさ保育園	高宮町佐々部531	
	くるはら保育園	高宮町原田3380-4	
幼稚園	吉田幼稚園（公立）	吉田町吉田1997	42-2788
	ひの川幼稚園（私立）	八千代町佐々井1540-3	52-2203
私立認定 こども園 (幼稚園部分)	向原こばと園（私立）	向原町坂350	46-7022
	甲田いづみこども園（私立）	甲田町高田原2500-3	45-7270



③ 公立認定こども園（幼稚園部分）の保育時間について

教育（1号）認定された子どもの保育基本時間は、9時00分から14時00分です。
土曜日は、13時00分まで半日保育があります。

認定こども園（幼稚園部分）では、保育基本時間を超えて利用した場合は、延長保育料をいただきます。（延長保育料については、7ページの「延長保育料について」をご覧ください。）

④ 公立認定こども園（幼稚園部分）の入所申込受付について

公立の認定こども園（幼稚園部分）への入所を希望される場合、次の日程で入所受付を行います。

申込書の配布	2024年12月2日（月）～
配布場所	子育て支援課、各支所窓口係、各認定こども園（幼稚園部分）で配布します。安芸高田市ホームページからダウンロードも可能です。 すでに保育所（園）等に入所（園）中の場合、書類は保育所（園）等を通じてお渡しします。
受付期間	2024年12月2日（月）～2025年1月10日（金）
申込書の提出先	子育て支援課または各支所窓口係（郵送の場合は子育て支援課）
入所の決定	3月上旬に保護者へ通知します。

※認定こども園（保育園部分）の申請状況によっては希望する認定こども園（幼稚園部分）に入所できない場合や、入所待ちとなることもあります。

⑤ 私立認定こども園（幼稚園部分）の入所申込受付について

私立認定こども園（幼稚園部分）への入所を希望される場合、入所を希望される私立認定こども園で入所受付を行いますので、園へ直接お問い合わせください

申込書の配布	随時
配布場所	私立認定こども園
受付期間	随時
申込書の提出先	私立認定こども園
入所の決定	随時

※認定こども園（保育園部分）の申請状況によっては希望する認定こども園（幼稚園部分）に入所できない場合や、入所待ちとなることもあります。



2. 公立認定こども園（幼稚園部分）入所申込に必要な書類等

① 書類の提出先

次の書類を、子育て支援課又は各支所へ提出してください。なお、これらの書類の様式は、市役所、各支所、安芸高田市ホームページにあります。

② 全ての方が必要な書類

提出又は提示書類	対象者	注意事項
・教育・保育給付認定申請書兼施設入所申込書 (※1)	入所対象子ども全員	※1 個人番号記載欄に個人番号（マイナンバー）の記入をしてください。裏面も漏れなく記入してください。
・個人番号がわかるもの（※2） 【個人番号カード・個人番号通知カード・個人番号が記載された住民票】	同居者全員	※2 記入いただいた個人番号全員分の個人番号がわかるものを窓口で提示していただきます。
・本人確認ができるもの（※3） 【運転免許証・マイナンバーカード等の顔写真つきのものであれば1点】 もしくは 【健康保険証・年金手帳等顔写真のないのものであれば2点】	保護者 (※4)	※3 窓口で提示もしくは写しを添付 してください。
	又は 窓口来所者 (世帯員)	※4 『保護者』とは教育・保育給付認定申請書兼施設入所申込書の右上に記入した氏名の方です。
保育所（園）等入所調査票 (現況届の場合、引き続き同じ園での申込時は不要、転園は必要)	入所対象子ども全員	・食物アレルギー等対応食が必要な場合には、別途診断書等が必要ですので、お問い合わせください。

※郵送の場合は、個人番号・本人確認書類等、必要書類の写しの添付が必要です。

③ 該当される方のみ必要な書類

提出又は提示書類	注意事項
同一世帯（※5）に所持している方がいる場合 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・特別児童扶養手当証書 ・国民年金障害基礎年金証書	※5 同一世帯とは住民票上の世帯で同一となる場合です。 ・提出は 写しを提出 してください。
父母または養育者が 2024年 1月1日以降または 2025年 1月1日以降に転入された場合 ・市町村民税課税台帳記載事項証明書 ※マイナンバーで、市町村民税額が確認できる場合は、課税証明書は不要です。	2024年 1月1日以降の場合 ・4月～8月入所の場合のみ必要です。 2025年 1月1日以降の場合 ・4月～8月入所の場合、 2024年度分 が必要です。9月以降入所の場合は、 新年度分 が必要です。（新年度分は6月以降取得可能です。）

※私立認定こども園（幼稚園部分）への入所希望する場合、必要書類は各園にお問い合わせください。

子どものための教育・保育認定申請書 兼 施設入所申込書(現況届 兼 施設入所申込書の記入例)

〇〇年〇〇月〇〇日
安芸高田市長 様

(保護者氏名)
安芸 高夫

次の通り、施設型給付費・施設型保育給付費を申請し、保育所・幼稚園等に入所を希望します。

個人番号(マイナンバー)の利用開始に伴い、本人確認が必要となりますので、別紙チェックリストをご確認ください。

個人番号(マイナンバー)を記入してください。窓口で確認をしますので、番号がわかるものを、お持ちください。

申請に係る 小学校就学前 子ども	氏名 (ふりがな) あき たろう 安芸 太郎	性別 〇〇年〇月〇日生 男・女	障害者手帳の有無 有・無
個人番号	11111111111111111111	2025.4.1時点での年齢(〇)歳	
保護者 住所・連絡先	(住所) 安芸高田市 〇〇町△△〇〇 (連絡先) 携帯: 〇90-000-0000		〇〇〇〇
認定証番号	※既に支給認定を受けている場合に記入してください。		
保育の希望の有無(※)	有: 保護者の労働又は疾病等の理由により、保育所等において保育の利用を希望する場合(幼稚園等と併願の場合を含む) 無: 幼稚園等の利用を希望する場合(保育所等と併願の場合を除く)		

(※) ・「保育所等」とは、保育所、認定こども園、幼稚園、認定こども園の併設保育、事業所内保育をいいます。(以下同じ)
・「幼稚園等」とは、幼稚園、認定こども園
・「有」を○で囲んだ場合は①～④に、「無」を○で囲んでください。

①世帯の状況

区分	【上段】氏名 【下段】個人番号	子どもとの続柄	生年月日	性別	職 又 学校 等	障害者手帳の有無	前(当)年度分 市町村民税 課税の有無	
子どもの世帯員	(ふりがな) あき たかお 安芸 高夫	父	昭和〇〇年〇月〇〇日生	男・女	FF会社 AA会社	有 無	有・無	
	(ふりがな) あき たかこ 安芸 高子	母	昭和〇〇年〇月〇〇日生	男・女	BB銀行	有 無	有・無	
	(ふりがな) あき はなこ 安芸 花子	姉	平成〇〇年〇月〇〇日生	男・女	CC小学校	有 無	有・無	
	(ふりがな) あき いちろう 安芸 一郎	祖父	昭和〇〇年〇月〇〇日生	男・女	DD建設	有 無	有・無	
	(ふりがな) あき ももこ 安芸 桃子	祖母	昭和〇〇年〇月〇〇日生	男・女	EE商事	有 無	有・無	
	(ふりがな) 年 月 日生 男・女					有 無	有・無	
	生活保護の適用の有無	適用無し・適用有り				保護開始)		

②利用を希望する期間、希望する施設(事業所)名

利用希望期間	〇〇年 〇月 〇〇日 から 年 月 日 ・ 就学前 まで		
利用を希望する施設(事業者)名	施設(事業者)名・希望理由		事業所番号*
	第1希望	〇〇保育所(幼稚園部分) (理由) 自宅から近い	
	第2希望	(理由)	
	第3希望	(理由)	
	第4希望	(理由)	

- *印の欄は市町村記載欄ですので、記入する必要はありません。
- 字は楷書ではっきりと書いてください。
- 裏面も記入してください。

③保育の利用を必要とする理由等

※保護者の労働又は疾病等の理由により保育所等において保育の利用を希望する場合に記入してください。

記入例(裏)

保育の利用を必要とする理由	続柄	必要とする理由	備考
		<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他 () (具体的な状況(勤務先、就労時間・日数等や疾病の状況など))	
		<input type="checkbox"/> 就 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他 () (具体的な状況(勤務先、就労時間・日数等や疾病の状況など))	
家庭の状況	<input type="checkbox"/> ひとり親家庭 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 左記以外		
希望する利用時間	利用曜日 (月) ・ (火) ・ (水) ・ (木) ・ (金) ・ 土	利用時間 9時00分から 14時00分まで	
希望する保育必要量	<input type="checkbox"/> 保育標準時間(8時間以上11時間未満) ・ <input type="checkbox"/> 保育短時間(時間未満)		

保育の利用を必要とする理由の記載の必要はありません

利用時間は、9:00から14:00までです。

④税情報等の提供・安芸高田市多子世帯軽減申請に当たっての署名欄

市町村が子どものための教育・保育給付認定等に必要な市町村民税の情報(同一世帯者を含む)及び世帯安芸高田市の保育料多子世帯負担軽減措置を申請し、市税等の滞納の有無を確認するため、担当部署へ問入所申込書類等で第2子以降であることが確認できない場合、市町村の戸籍担当課へ問い合わせること。また、これらの情報について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。

保護者氏名 安芸 高夫

※世帯員の居住地について

前年、当年の1月1日時点の居住地が当市町村ではない世帯員の有無 (有 ・ 無)

(対象となる世帯員の氏名・当時の居住地)

該当される方が、父母の場合、父母の市町村民税課税額のわかる書類(証明書)

※土曜日の午後保育を希望される場合、事前に各園へ申し込みが必要です・詳細は、各園へ直接、お問い合わせください。

* 市町村記載欄

受付年月日	年 月 日		
認定の可否	認定者番号	認定区分等	
可・否 (否とする理由)		<input type="checkbox"/> 1号 <input type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号 (<input type="checkbox"/> 標 <input type="checkbox"/> 短)	
年 月 日 認定			
支給(入所)の可否	支給認定期間	契約期間	
可・否 (否とする理由)	自 年 月 日 至 年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日	
[<input type="checkbox"/> 施設型 <input type="checkbox"/> 地域型 <input type="checkbox"/> 特例施設型 <input type="checkbox"/> 特例地域型]			
入所施設(事業者)名		年度 利用施設名	
(<input type="checkbox"/> 認定こども園 (<input type="checkbox"/> 連 <input type="checkbox"/> 幼 (<input type="checkbox"/> 幼 <input type="checkbox"/> 保) <input type="checkbox"/> 保 (<input type="checkbox"/> 保 <input type="checkbox"/> 幼) <input type="checkbox"/> 地 (<input type="checkbox"/> 幼 <input type="checkbox"/> 保) <input type="checkbox"/> 幼稚園 <input type="checkbox"/> 保育所 <input type="checkbox"/> 地域型 (<input type="checkbox"/> 小 <input type="checkbox"/> 家 <input type="checkbox"/> 居 <input type="checkbox"/> 事) <input type="checkbox"/> 第一希望施設と同施設)			
保護者の身元確認	無・有 (<input type="checkbox"/> 個力 <input type="checkbox"/> 免 <input type="checkbox"/> パ <input type="checkbox"/> 障 <input type="checkbox"/> 保 <input type="checkbox"/> 年 <input type="checkbox"/> 介 <input type="checkbox"/> その他 ())		
備考			

* 施設記載欄(施設(事業者)を経由して市町村に提出する場合)

受付年月日	年 月 日	
施設(事業者)名	(事業所番号 :)	
担当者氏名 連絡先	(担当者) (連絡先)	
利用契約(内定)の有無	有 (契約・内定 (年 月 日 契約(内定))) ・ 無	
備考		

3. 保育料について

① 認定こども園（幼稚園部分）の保育料について

保育料の無償化政策により、幼稚園の保育料は無償となります。

② 認定こども園（幼稚園部分）の給食費について【安芸高田市単独施策】

認定こども園（幼稚園部分）を利用される場合、安芸高田市の方は、市の施策により、給食費（主食費・副食費）は無償となります。

③ 認定こども園（幼稚園部分）のおやつについて

認定こども園（幼稚園部分）を利用される場合、基本的な保育時間が14:00までのため、おやつはありません。ただし、延長保育を利用される場合、おやつはありますが、おやつ代として1回につき、50円を徴収します。（おやつ代は無償化の対象外です。）

④ 認定こども園（幼稚園部分）の保育料表について

1号認定保育料表

【利用者負担額（保育料）】

階層区分	幼稚園保育料
①生活保護世帯	0円
②市民税非課税世帯 (所得割非課税含む)	0円
③市民税所得割 77,100 円以下	0円
④市民税所得割 211,200 円以下	0円
⑤市民税所得割 211,201 円以上	0円



※入園料込 12ヶ月徴収

※①・②階層は、副食費は国の補助・主食費は市が補助をおこなうため、給食費無償となります。

※③・④・⑤階層は、市が給食費補助を行うため、給食費無償となります。

4. 公立認定こども園（幼稚園部分）の預かり保育（延長保育）について

① 預かり保育（延長保育）について

安芸高田市では延長保育について、認定こども園（幼稚園部分）を利用されている子どもの預かり保育を行っています。

預かり保育を利用される場合、延長保育料がかかります。※預かり保育は無償化の対象外です。

※預り保育を利用される場合、おやつはありますが、おやつ代として1回につき、50円を徴収します。（おやつ代は無償化の対象外です。）

延長保育料	1時間あたり	100円	<ul style="list-style-type: none">・保育基本時間（9：00～14：00）以外の利用について徴収・毎月月末締め翌月納付書払い
-------	--------	------	---

※私立認定こども園（幼稚園部分）の延長保育は、各園にお問い合わせください。

